

群馬県の生活環境を保全する条例に基づく騒音特定施設

(条例第2条第15項 施行規則別表第12)

	施設	規模・能力
1	コンクリートブロックマシン	
2	製びん機	原動機を用いるものに限る。
3	ダイカストマシン	

群馬県の生活環境を保全する条例に基づく振動特定施設

(条例第2条第16項 施行規則別表第13)

	施設	規模・能力
1	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。
2	送風機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
3	シェイクアウトマシン	
4	オシレイティングコンベア	
5	ダイカストマシン	